

練馬区立敬老館条例

昭和 45 年 10 月 12 日

条例第 34 号

注 平成 17 年 7 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 区内に住所を有する満 60 歳以上の者に施設を提供し、その福祉を増進することを目的として、練馬区立敬老館(以下「館」という。)を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 館の名称および位置は、別表のとおりとする。

(施設)

第 3 条 館に、つぎの施設を設ける。

- (1) 娯楽室
- (2) 浴室
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(休館日)

第 4 条 館の休館日は、つぎのとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に定める休日(同法第 2 条に定める「敬老の日」を除く。)
- (3) 1 月 2 日、同月 3 日および 12 月 29 日から同月 31 日まで

(開館時間)

第 5 条 館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、変更することができる。

(利用の手続等)

第 6 条 館の施設を利用しようとする者は、練馬区規則(以下「規則」という。)に定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 つぎの各号の一に該当するときは、区長は、前項の利用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 館の施設等を、き損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(平 17 条例 56・一部改正)

(使用料)

第 7 条 館の利用は、無料とする。

(利用承認の取消し)

第 8 条 つぎの各号の一に該当するときは、区長は利用の承認を取消し、または利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的または、利用条件に違反したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情により施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 前各号のほか、区長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償の義務)

第 9 条 利用者は、館の施設等に損害を生ぜしめた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 10 条 区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、高野台敬老館の管理を行わせるものとする。

(平 17 条例 56・追加)

(業務の範囲)

第 11 条 高野台敬老館の指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 第 6 条に規定する利用の承認および不承認に関する業務
- (2) 第 8 条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 高野台敬老館の施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、高野台敬老館の管理に関し、区長が必要と認める業務

(平 17 条例 56・追加)

(指定管理者の指定の手續)

第 12 条 第 10 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(平 17 条例 56・追加)

第 13 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 高野台敬老館の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 高野台敬老館の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) 高野台敬老館の施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) 高野台敬老館の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(5) 高野台敬老館の管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(平 17 条例 56・追加)

(管理の基準)

第 14 条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、高野台敬老館の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) この条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。

(2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 施設、附属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(平 17 条例 56・追加)

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 56・旧第 10 条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 12 月 1 日から適用する。

(以下の付則は略)

付 則(平成 17 年 7 月条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	位置
大泉北敬老館	練馬区大泉学園町四丁目 21 番 1 号
栄町敬老館	練馬区栄町 40 番 7 号
石神井敬老館	練馬区石神井町七丁目 28 番 21 号
春日町敬老館	練馬区春日町二丁目 28 番 3 号
中村敬老館	練馬区中村二丁目 25 番 3 号
南田中敬老館	練馬区南田中五丁目 15 番 25 号
東大泉敬老館	練馬区東大泉七丁目 20 番 1 号
石神井台敬老館	練馬区石神井台二丁目 18 番 13 号
西大泉敬老館	練馬区西大泉三丁目 21 番 16 号
三原台敬老館	練馬区三原台二丁目 11 番 29 号
高野台敬老館	練馬区高野台二丁目 25 番 1 号